

◎新潟県告示第808号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年8月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県胎内市須巻字貝喰899の1、906の3、912から926まで、928、929の1、929の2、930の1、930の2、931から934まで、936から938まで、1001、1002の2、1023、字大沢935の1、935の2、1269の3、1282の1、1283、1284、1290、1295の1、1296の1、1299の1、1300、1302、1303の1、1306、1307の1、1319の1から1319の5まで、1320の1、1320の2、1321、1323、1324、1325の1、1325の2、1326、1327の1から1327の3まで、1328の2（次の図に示す部分に限る）、1328の3から1328の8まで、1329の1、1330の3、1332、1333の2、字鳥越939の1から939の3まで、940の1、940の2、941、942の1、942の2、943、945、946、947の1から947の4まで、948の1、948の2、949の2、950の1、950の2、951の1、951の2、952の1、952の2、953から962まで、995の1、996、1024の1、字上ノ山1100、1103、字石畑1106、1108、1109、1115から1118まで、1120、1144、字古城口1161の1、1161の2、1161の7、1162の1、1281の1、1281の2、字根堀場1168の1、1172の2、1275の1、1275の2、1276、1278の1、1278の2、1279の1、1280の1、1280の2、字蟹沢1270、字滝ノ沢1288、1289の1、1291、1292の1、字山畑1302の1、字葭沢1304の1、1304の2、1308、1309、1310の1から1310の3まで、1311の1、1312から1315まで、1317の1、1318の1、1318の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）